



新富士ロータリークラブ会報

Be a gift to the world
— 世界へのプレゼントになろう —

R I 会長 K.R.ラビドラ
第2620地区ガバナー 野口 英一
新富士 R. C. 会長 長原 幹
幹事 小山 哲

事務所：富士市平垣本町8番1号
例会場：ホテルグランド富士内
TEL(0545)61-0360
例会日時：毎週火曜日
12:30～13:30



第1210回例会 (2015. 12. 22)



司会 川口 平吾会場監督
ソング 「我等の生業」
四つのテスト唱和・本年度新富士 R C テーマ唱和
R I テーマ唱和

会長挨拶

先週のクリスマス家族例会には、大勢の人々にお集まりいただきありがとうございました。親睦委員の皆様には、大変なお骨折りをさせました。

先週ご紹介しました宮城県南三陸町の復興特別大使で、画家の外立とし江さんに特別ゲストとして参加していただきました。

南三陸町は岩手県との県境にあり、先の大震災では一番記憶に残っているのは、防災庁舎で「高台へ行ってください。高いところへ逃げてください。」と防災管理課の遠藤三希さんがマイクで避難のアナウンスをして、最後に「ただいま津波が到来しています。高台へ避難してください。」と叫んでいたことをテレビで聞いた人は多いのではないのでしょうか？しかし、3階の防災庁舎は津波に飲みこまれてしまい、三希さんも犠牲になったところ。今の佐藤町長も防災庁舎におり、アンテナによじ登り、必死につかまり滑り落ちないようにして助かった1人だそうです。詳細は“海よ、永遠に”のこの本に書かれています。

この本は、画家の外立とし江さんを主人公にした本で、身内7人の方が亡くなったそうで、海と波の絵を描いてきましたが、しばらくは絵を描くことができなかつたそうです。

私が彼女にお会いしたのは、聖マリアン医大の吉原博士が主催する「21世紀の会」で勉強と交流を目的とした会で、たまたま隣の席で名刺の交換をし、近く個展をするので見に来てくださいと言われ、個展で大変気に入った絵があり、弊社の施設に飾りたいと購入しましたらぜひ施設を見たいと12月15日に来社し、クリスマスパーティーに参加していただきました。

南三陸病院が公立病院の中で復興第1号で、12月14日にオープンしました。彼女は復興特別大使として全国から寄付を集め、医療機器の購入の一部にあて、彼女の絵も26点寄贈したそうです。また、新防災庁舎の引き渡し式が本日举行されているそうです。しかし、まだまだ復興は進んでいないようです。

さて、今年最後の例会です。グランド富士さんへ戻ってくるのは1月19日です。年末年始がありますが、ぜひ皆さんも体重を増やさないようにして、お会いすることを楽しみにしています。



会長挨拶
長原 幹会長



幹事報告
小山 哲幹事



私のスマイル
和田三郎親睦委員

幹事報告

①例会臨時変更のお知らせ

- ・沼津柿田川 R C 1/ 4(月) 例会変更(サインのみMU無)
1/11(月) 祝日休会(サインのみMU無)
1/18(月) 例会変更(11:30～12:30サインMU受付)
- ・長泉 R C 1/15(金) 夜間例会(裾野 R C と合同例会)
(サインのみMU1/13 11:30～12:30)
1/20(水) 早朝例会(サインのみMU11:30～12:30)
1/30(土) 例会変更：米山文庫カルタ大会
(サインのみMU1/27 11:30～12:30)
- ・沼津 R C 1/22(金)→1/18(月) 沼津 4 R C 合同例会
(MU受付 11:30～12:30沼津リバーサイドホテルにて)
2/ 5(金) 裁量休会
(MU受付 11:30～12:30沼津リバーサイドホテルにて)
2/12(金)→2/14(日) 桐陽高校 I A C 認証伝達式
(MU受付 11:30～12:30沼津リバーサイドホテルにて)

プログラム予定

1月19日(火) クラブ協議会
(下期について)

1月26日(火) クラブ協議会
(国際奉仕)

- ②富士宮RCより、第2回5クラブ会長・幹事・親睦委員長会議開催のお知らせ
開催日時：平成28年1月20日(水) 18時30分
場所：志ほ川バイパス店 会費：5,000円
- ③ガバナー事務所より、R I 国際大会羽田発着パンフレット 受信回覧
- ④一般社団法人富士青年会議所よりシニアクラブ「新春のつどい」開催の案内 受信回覧
開催日：平成28年1月26日(火)
会場：ペアステージ・ノイ富士「ル・ガルニエ」
対象者：市内各団体参加者様、各議員様および富士青年会議所関係者
時間：19時~20時30分(受付：18時30分~)
登録料：お一人様8,000円(当日受付にて集めさせていただきます)
- ⑤赤十字NEWS 12月号 受信回覧
- ⑥ロゼシアターより、情報誌ロゼ、公演チラシ 受信回覧
- ⑦週報受信回覧 富士RC 富士宮西RC
富士宮RC 沼津RC 沼津西RC

例会回数	計算会員数	出席者数	欠席者数	MU	出席率
第1209回	30	30	0		暫定100.0%
第1207回	30	30	0		確定100.0%

《他クラブへの出席者氏名》

木村 憲司君

私のスマイル

- 長原 幹君 本日の斉藤新入会員の卓話を楽しみにしております。
- 原 睦雄君 今年もいよいよ最終です。来年は皆様にとって良い年になるように。
- 小串 民義君 今年最終例会です。無事何とか過ごせました。来年もよろしく願います。
- 小山 哲君 クリスマス家族会、親睦委員会の皆様本当にありがとうございました。
- 赤渕 浩雄君 斉藤会員の卓話楽しみです。「冬至」ユズ湯でのんびりしたいのですが。
- 本多 脩身君 クリスマス会、多数の参加ありがとうございます。バタバタの仕切りごめんなさい。
- 林 和子君 今年もあと数日となりました。一年がすぎるのが年々早く感じます。
- 木村 憲司君 今年最後の例会です。早いもんですね。
- 篠原 一恵君 楽しいクリスマス会ありがとうございました。皆様どうぞよいお年をお迎え下さい。
- 鈴木 俊雄君 一年締め例会ですね。皆様、良い年をお迎え下さい。
- 川村 武君 斉藤寛明会員の卓話楽しみです。
- 高橋 孝行君 誕生日、お花ありがとうございました。今日22日は自分の誕生日で、60うん才になりました。
- 佐藤 常明君 家内にお花ありがとうございました。
- 和田 三郎君 クリスマス会、たくさんのご参加ありがとうございました。新年会もよろしく!!

出席報告

第1210回

例会回数	計算会員数	出席者数	欠席者数	MU	出席率
第1210回	30	21	9		暫定70.00%
第1208回	30	22	8		確定73.33%

《本日の欠席者》

- 長谷川 勝君 久保田元久君 鈴木 清久君
- 堀井 健治君 仲澤 千尋君 渡邊 哲男君
- 井上 晴雄君 佐野 昌宏君 鈴木 一也君

《他クラブへの出席者氏名》

(富士山吉原RC) 木村 憲司君

卓話

業務の雑感

斉藤 寛明会員

私は、皆さんご存知のように、弁護士を業としております。静岡市でいわゆる「イン弁」(居候弁護士)として勤務した後、郷里の富士市へ戻り、開業して5年目を迎えます。

静岡市での「イン弁」時代には、企業間の案件を扱うことが多く、いかにもビジネスライクな仕事だったのですが、富士市では一般民事事件だけでなく、家事事件、刑事事件その他の種々雑多な分野を扱うようになりました。

富士市で業務を行うにつれて、静岡市での初心な「イン弁」時代とは異なる視点も生じてきましたので、思いつままに記載してみます。

①まず、改めて「代理人」制度の合理性を感じました。

世界には代理人による訴訟を強制するドイツのような国もありますが、わが国では、本人による訴訟を原則とした法制度を採用しています。一般市民がわざわざ訴訟や調停を行うということは、当事者間での協議が整わなかった結果なのですが、感情的にもつれている当事者に訴訟や調停の遂行を委ねたのでは、いつまで経っても紛争は解決しません。裁判所は、当事者の気持ちや思い入れを斟酌する機関ではないからです。

一般市民の生の感情や思い入れを正面から受け止めつつ、本人ではなく「代理人」として、法的紛争に至る道筋をいかに分かりやすく示すことができるかが肝要なのだと思います。

例えば、遺産相続については、共同相続人である兄弟姉妹との幼少期からの確執(一例として、長男であるという理由だけで高校進学もさせてもらえずに、ずっと家業の農業を継いで自分だけ大変な思いをしてきたとか、長女は親戚からもらった饅頭をいつも他の兄弟よりも多く隠れて食べていた等の一見些末な理由です)が父母の死亡によって積年の恨みとして噴出することがしばしばあります。

こうなると、当事者間では、積年の恨み辛みを吐き出して、相手方をやっつけてやりたいという衝動に駆られるようで、私も、相手方への恨み辛みをA4用紙40ページ分くらい記載させられるということがありました。

②次に、依頼者も「嘘」をつく危険性があることを知りました。



企業が依頼者である場合は、依頼者の作成した書類や相手方の作成した書類がそれなりに残っており、客観的にある程度の裏付けを確認することができます。

しかしながら、一般市民が依頼者である場合は、依頼者の言動、相手方の言動を正確に記録ないし保存しているということがほとんど期待できません。

そのため、意図的ではないにしても、打合せの際に、依頼者へ有利な心証を抱かせるような説明がなされることが往々にしてあります。さらに、依頼者自身が自分の言動のもつ法的意味に気づかず、致命的なアクションを起こしていることがある可能性についても思いました(こういう場合は、訴訟になったときに当方に不利益となる証拠が相手方代理人から提出されて、びっくり仰天します)。

なお、意図的に虚偽の説明をしていた依頼者もあり、そのときは、直ちにお帰り願いました。

③受任すべきでない事件が存在することを知りました。

富士市内の大御所の弁護士が受任を断った事件について、深く検討もせずに受任してしまい、大変に難儀しました。

事案としては、昭和40年代に相続が発生し、被相続人に子がなかったため、共同相続人がいまや100名以上まで拡大した案件です。

共同相続人全員分の戸籍を全て洗い直すという最初の作業から難航し、事務局が1か月程度麻痺しただけでなく、共同相続人全員に対し、相続分の譲渡を依頼することや手続きからの排除を求めることの難儀、認知症により判断能力を失った相続人への対応、行方不明となっている者の搜索等を行う必要が生じました。

なお、この事案は、遺産総額が金300万円くらいの土地一筆というものでしたので、受任の前に一度慎重な検討を行うべきでした。

以上、富士市での4年程の業務での雑感を思いつままに記載しましたが、まだまだ未熟者ですので、皆様の御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

